

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



寄附金を受領しました

J A 海部東様および J A 海部東女性部様から子育て支援を目的に 4 万円 の寄附をいただきました。ここに厚くお礼申し上げます。町の子育て支援のために有効に活用いたします。



心身障害者扶助料を支給

3 月は心身障害者扶助料の支給月です。該当者には、3 月中旬に通知しますので、ご確認ください。
注意 現在支給を受けている方

でも特別養護老人ホームなどの施設に入所されている方は扶助料を受けられなくなります。また、入所日によっては返還が生じることがあります。

施設に入所されている方は印鑑と入所日の分かるもの(入所証明書等)をお持ちの上、お早めに役場民生課へ届け出てください。

問合せ先 役場 民生課
内線 169・232

はるちゃんカフェ (認知症カフェ)

認知症の方やその家族、地域の方々、関係者が集まってお話をしたり、悩みを打ち明ける場です。
お茶やお菓子を食べながらほっと一息。ふらっとお好きな時間にお立ち寄りください。

とき 3 月 24 日(金)午後 1 時 30 分～3 時 30 分

ところ 総合福祉センター

参加費 無料(予約不要)

問合せ先 愛の家グループホーム
おおはる ☎(449)6013
役場 民生課 内線 115

国民健康保険一部負担金の 減免について

制度の内容 災害など特別な理由により、著しくその生活が困難となり、収入が一定の基準額以下の方に対して、調査・納税相談の上、病院の窓口での支払いの免除等が適用されます。

ただし、特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を滞納している方およびその世帯に属する被保険者は適用されません。

その他、国民健康保険税が減免される場合もあります。

特別な理由とは

- ・震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡もしくは障害者となり、または資産に重大な損害を受けたとき
- ・干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき
- ・事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき

・前に掲げるもののほか、特別な理由により町長が認めたとき
免除等の種類

・免除 病院の窓口での支払いは必要ありません。
・減額 支払額の2分の1が減額されます。

・猶予 一定期間の支払いが猶予され、期間経過後に支払っていたできます。

問合せ先 役場 保険医療課
内線170

ボランティア保険

ボランティア活動保険への加入はお済みでしょうか。

ボランティア活動をする際は、保険に加入しておきましょう。

加入期間は毎年4月から翌年3月までの1年間(掛け金は基本プラン250円から)で、年度途中の加入も可能です。

なお、加入中の方でも来年度引き続き活動する場合は、3月中に更新の手続きを行ってください。詳しくは、お問合せください。

問合せ先 社会福祉協議会内
ボランティアセンター

☎(442)0990

認知症の家族のリフレッシュしよう会

認知症の方との生活で悩んでいることはありませんか。認知症の方の介護は家族にとっても大変なことです。今、ご自身が思っていることを同じ悩みを持つ方と一緒に話をしませんか。一人で悩まずに、気軽に参加ください。

とき 3月9日(木)午後1時30分

ところ 総合福祉センター 1階
研修室

参加費 無料

申込・問合せ先 地域包括支援センター
☎(442)0857

庭木の消毒や軽作業

シルバー人材センターにお任せください

庭木の消毒

4・6・8月実施の予約を受け付けます。ご希望の方は、お問合せください。

注意 雨・風等天候により作業日が変更になる場合があります。

効率的にまとめて作業するため、作業日の指定はご遠慮願います。

ワンコインおはる

暮らしの応援

ちよつとした困りごとなど、一人30分程度でできる次の作業を500円でお受けしていますので、お気軽にお電話ください。

・電球・蛍光灯の交換、トイレ掃除、布団干し、植木の水やり、エアコンのフィルター清掃、その他簡単な作業など

申込・問合せ先 シルバー人材センター
☎(443)1680

募集



ボランティア

ボランティアは、誰もが持っている「優しさ」「思いやり」を形に表して、自分の余暇や特技を生かして無理なく活動することを目指します。そしてその活動は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりにつながります。

ボランティアセンターでは、そんな皆さんの思いを形にするお手伝いをしています。ボランティアに少しでも興味のある方、活動してみませんか。

問合せ先 社会福祉協議会内
ボランティアセンター
☎(442)0990

あなたも学校の応援団
はるボラフレンズ(学校
支援地域ボランティア)
に登録しませんか

はるボラフレンズとは?

学校の要請に応じて、学校の教育活動や環境整備など、自らできることを、できるときに、できることから支援するボランティア団体です。

学校では次のような活動を考えています。

授業サポート 家庭科「ミシン・縫製・調理」、国語科「書写」など
学校行事サポート 運動会・学

お知らせ

募集

お願い

相談

スポーツ

催し

講座・教室

習発表会での駐輪場整理、マラソン大会のコース監察員など
図書室サポート 本の整理整頓、寄贈図書の登録など

校外学習の引率サポート 子ども

もの安全の見守り

学習会サポート 休日・長期休暇等における国語・数学・英語の基礎を中心とした学習支援

その他 子どもたちのためにできること、学校のお手伝いをしたいなど

※ボランティアとして活動を希望する方は、「はるボラフレンズ登録票」を提出してください。登録は、随時受け付けます。

申込・問合せ先 公民館内 社会教育課 ☎(443)2671

自衛官

募集項目

- ① 予備自衛官補(一般)
- ② 予備自衛官補(技能)

資格

- ① 18歳以上34歳未満
- ② 18歳以上で国家資格等を有する者(資格により53歳未満か

ら55歳未満)

申込期限 4月7日(金)

試験日 4月14日(金)～18日(火)

申込・問合せ先 自衛隊愛知地方協力本部一宮地域事務所

☎0586(73)7522

お願い



国民健康保険

からのお願い

柔道整復師(接骨院・整骨院)、はり・きゅう・あんま・マッサージ等の適正受診にご協力を!

医療費は皆さんから納めていただいている大切な保険税から支払われています。

柔道整復師や針きゅう師による施術でも健康保険の対象となるものとならないものがあるため、健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。

●保険医療の対象となるもの

〈柔道整復師(接骨院・整骨院)〉

急性・外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫および肉離れ等の挫傷

※施術を受けるときは次の点に注意してください。

・何が原因で負傷したのかを正しく伝える。

・病院との重複受診(同一の負傷による同時期の受診)はできません。はり・きゅうも同じです。

・「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ず自分で署名する。

はり・きゅう

神経痛、リウマチ、腰痛症、五十肩、頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症など

あんま・マッサージ

関節拘縮、筋麻痺などの症状

※柔道整復師(接骨院・整骨院)の骨折、脱臼およびはり・きゅうの施術を健康保険で受けるときは、医師の同意書が必要となります。また、あんま・マッサージの施術が長期間にわたる場合にも、定期的に医師の診断および同意書が必要となります。

●保険医療の対象とならないもの(全額自己負担)

〈柔道整復師(接骨院・整骨院)〉

・日常生活からくる疲れや肩凝り、腰痛など

・スポーツなどによる肉体疲労・筋肉痛の改善

・脳疾患後遺症などの慢性病

・神経痛(リウマチ・慢性関節炎など)

・加齢による腰痛や五十肩の痛み

・交通事故の場合

・業務上の負傷の場合

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

相談



心配ごと相談

専門の相談員(民生委員・児童委員)が、相談に応じます。

事前の予約は必要ありません。お電話での相談を希望される方は、相談開設時に直通電話へご相談ください。プライバシーは厳守しますのでお気軽にご利用ください。

とき 3月7・21日(火)午後2時～4時

※原則毎月第1・3火曜

ところ 総合福祉センター 1階相談室

心配ごと直通電話

☎(442)7793

悪徳商法などにお困りの方 消費生活相談

電話による強引な押し売りや、頼んでもいない商品が届いたことはありませんか。商品やサービスの多様化によって、事業者と消費者の間で悪徳商法、多重債務などのトラブルが発生しています。

町では、そのような被害を未然に防ぐため、専門の相談員による消費生活相談窓口を開設しています。少しでも不安に感じたら、一人で悩まずに窓口をご利用ください。早めの相談が被害拡大を防ぎます。

なお、相談は先着順となりますので、お待ちいただくことがあります。

とき 3月15日(水)午後1時30

分～4時30分(午後4時受付終了)

※4月からは、毎週火曜午後1時30分から4時となります。

ところ 役場 2階第2会議室

※相談日時、場所は変更となる場合があります。

相談料 無料

申込・問合せ先 役場 産業環境課内線137

スポーツ



スポーツ推進委員会主催 ニユーススポーツ教室

とき 5月26日(金)・6月23日(金)・7月27日(木)・8月24日(木)・9月28日(木)・10月26日(木)

午後7時～8時30分(全6回)

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で小学4年生以上の方

種目 バドミントン、インディアカ

指導員 スポーツ推進委員

参加費(傷害保険料を含む)

一人120円

※教室開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

持ち物 体育館シューズ

申込期間 3月24日(金)～5月19日(金)

申込・問合せ先 スポーツセンター ☎(443)7077

体育協会主催

空手教室(和道会)

とき 4月1・8・15・22日(土)午後6時30分～8時(全4回)

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で5歳以上の方

指導内容 空手道の基本動作(突き・蹴り・受け・体さばきなどの基本の形)

指導員 文部科学省認定スポーツ指導員、全日本空手道連盟公認審判員および指導員

参加費(傷害保険料を含む)

一人400円

※教室開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

申込期間 3月2日(木)～24日(金)

(金)

主管クラブ 和道会泰誠会支部

申込・問合せ先 スポーツセンター ☎(443)7077

体育協会主催

柔道教室

とき 4月5・12・19・26日(水)午後7時(全4回)

ところ 大治中学校柔剣道場

対象 町内在住・在勤で5歳以上の方

指導内容 柔道の基本動作

指導員 (公財)日本体育協会公認スポーツ指導員(柔道コーチ)、全日本柔道連盟公認指導員

参加費(傷害保険料を含む)

一人400円

※教室開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

申込期間 3月6日(月)～24日(金)
主管クラブ 大治柔道育英会
その他 女性は、柔道衣の下に着るTシャツをご用意ください。
申込・問合せ先 スポーツセンター ☎(443)7077

体育協会主催
町民ゲートボール大会

とき 4月16日(日)午前9時(予備日 4月17日(月))
ところ 多目的スポーツ広場
対象 町内在住・在勤で中学生以上の方および主管クラブ員
チーム構成 申込者を1チーム5名から7名に分けます。
競技方法 公式ゲートボール競技規則によるリーグ・トーナメント戦、競技制限時間は30分
参加費(傷害保険料を含む)
 ・中学生 100円
 ・一般 200円
 ※大会開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

持ち物 運動できる服装
申込期間 3月13日(月)～4月7日(金)
主管クラブ ゲートボールクラブ
申込・問合せ先 スポーツセンター ☎(443)7077

体育協会主催
町民ソフトテニス大会

とき 4月9日(日)午前9時(予備日 4月16日(日))
ところ 大治中学校テニスコート
対象 町内在住・在勤で中学生以上の方および主管クラブ員
部門 中学生男女の部、一般(混合)の部
競技方法 日本ソフトテニス連盟規則に準じ、トーナメント方式
参加費(傷害保険料を含む)
 ・中学生 100円
 ・一般 200円
 ※大会開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

持ち物 テニスのできる服装
申込期間 3月6日(月)～31日

(金)
主管クラブ ソフトテニスクラブ
申込・問合せ先 スポーツセンター ☎(443)7077

催し



身に付けよう応急手当て
普通救命講習Ⅰ

とき 3月26日(日)午後1時～4時
ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂
対象 大治町・あま市に在住・在勤・在学の方で15歳以上の方
内容 成人に対するAEDを用いた心肺蘇生法、大出血時の止血法
定員 15名
参加費 無料
受付期間 3月6日(月)～19日(日)
申込場所 海部東部消防組合消防本部消防署・北分署・南分署
申込方法 普及講習受講申請書

で受け付けます。
 ※申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防本部ホームページからダウンロードできます。
 ※メール・電話・ファクスでの申し込みはできません。
問合せ先 海部東部消防組合消防本部消防課
 ☎(442)1605
 HP <http://www.amatobu-119.jp>

3月の公民館ロビー展示

つるし飾り展 2月1日(水)～3月3日(金) ●文化協会
写真展 4日(土)～15日(水) ●写真同好会
絵画展 16日(木)～31日(金) ●油彩画クラブ

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。